特定有人国境離島漁村支援交付金について

【離島漁業再生支援交付金の概要】

◆概要

- 離島漁業の活性化を目指し、H17 年度に創設された交付金制度
- 共同で漁業再生活動に取り組む離島漁業集落に対して交付金により支援

◆沿革

期	年度	制度	繰越
第１期	H17～H21	基金制度	可
第２期	H22～H26	交付金制度	可
第３期	H27～H31	交付金制度	不可

※第４期(H32～H36 を予定)：各集落、市町村、都府県にアンケート調査を実施し検討中

◆H29 年度改正時の注意すべき改正ポイント

- 適正な会計経理について保管すべき証拠書類について明記（別添参照）
- 消耗品について、年度内に全て使用しない場合は使用量分が交付対象となる

【特定有人国境離島漁村支援交付金について】

◆概要

- H28 年４月に「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」が成立したことを受け、H29 年度より本事業が創設
- 特定有人国境離島地域の漁業集落が行う雇用機会拡充を図るための取組みを支援
- 事業実施期間は H29～H33 年度の５年間

◆支援内容

（１）雇用を創出するための取組み

☆１被支援者あたりの交付額

対象事業費	国費	県費	村費	被支援者負担
補助率	1/2	1/8	1/8	1/4
交付上限額	600 万円	150 万円	150 万円	300 万円＋総事業費 1,200 万円以上の場合はそれを超えた額

（２）雇用の創出を円滑に行うための環境整備　国費上限 150 万円

※被支援者が行う（１）の取組みを漁業集落として支援する取組み

◆常勤者の要件

- 被支援者が新たに常勤者１名以上を雇用
- 常勤者とは、被支援者が直接雇用する従業員または事業専従者（配偶者を除く）のこと

・　常勤者の雇用条件は、月平均週２０時間以上で年間雇用すること

◆支援対象行為

・　被支援者が実施する①「漁業又は海業の起業」、又は②「漁業又は海業の事業拡大」

※「海業」とは、海や漁村に関する地域資源を価値創造する取組み

（例：遊漁、水産物の直売、漁家民宿、漁家レストランなど）

・　事業実施においては漁業集落による支援が必須（集落協定に記載）

・　「起業」：個人事業者又は法人を設立して新たに事業を開始

※親の漁業を子どもが引き継ぐ場合もOK。その場合、親を事業専従者として賃金が、譲り受けた漁船の機関換装などが対象経費となる

・　「事業拡大」：既存の事業に加えて新たな事業を開始又は既存の事業の規模を拡大

※既存の事業の規模を拡大：漁船隻数の増加、新たに漁船乗組員の増加、養殖生簀の増加を想定

※イワガキ養殖筏も事業規模の拡大にあたり、支援対象は別添の交付対象経費一覧のａ～ｇが対象となる。ｈ及びｉは新規起業の場合のみ対象となるため、事業拡大の場合は対象外となる

◆交付対象経費

・　別添のとおり

（参考）水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について（運用通知）第２の１

（６）離島漁業再生支援交付金の会計経理

ア　証拠書類の保管

都道府県、市町村及び交付金の交付を受けた対象漁業集落は、次の証拠書類を保管するものとする。

（ア）都道府県及び市町村

ａ　予算書及び決算書

ｂ　交付金の交付から実績報告に至るまでの申請書類及び申請に対する国又は都道府県の回答書類

ｃ　促進計画及び集落協定の申請書類及び認定書類

ｄ　対象漁業集落が取得した財産（５０万円以上）に係る協議書（市町村のみ）

ｅ　領収書等交付金の収入・支出を証明する書類

（イ）交付金の交付を受けた対象漁業集落

ａ　集落協定の申請書及び集落協定認定書

ｂ　活動日誌

ｃ　金銭出納簿

ｄ　減価償却資産をリースによらず購入した理由書

ｅ　財産管理台帳、管理利用計画書及び５０万円以上の減価償却資産購入に係る市町村との協議書等

ｆ　領収書等交付金の収入・支出を証明する書類

イ会計経理の適正化

市町村は、交付金の交付を受けた対象漁業集落に対して次の指導を行うものとする。

（ア）本事業専用の活動日誌を常備し、日単位で活動内容を具体的に記載するとともに、本交付金で購入した物の使用量（使途を含めて）を記載すること。

（イ）交付金の経理は、独立した金銭出納簿を設ける等の方法により、他の経理と区別して行うこと。

（ウ）交付金の支出は集落協定に規定した内容に基づき行い、支払の都度、対象漁業集落名と使途が記載された領収書を受領しておくこと。見積書又は請求書についても同様の記載がなされたものを受領しておくこと。

（エ）金銭の出納は全て金銭出納簿に記録すること。また、金融機関に独立した専用の口座を設け、原則として金銭の出納はこの口座を通じて行うこと。

（オ）領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理しておくこと。

（カ）やむを得ず減価償却資産を購入した場合は、リースによらず購入した理由書を作成し保管すること。

（キ）５０万円以上の減価償却資産を購入する場合は、必ず事前に市町村長に文書で協議すること。また、当該財産の購入後は管理利用計画を作成するとともに、財産管理台帳を常備すること。